

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	132	事業名	地域子育て支援拠点施設整備事業		事業番号	(4)-37-1
交付団体		南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)		直接	
総交付対象事業費		(811,949) 811,949 (千円)	全体事業費		(797,284) 797,284 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
東日本大震災の発生に伴う年少人口や出生数の大幅な減少に直面する中、本市のまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、少子化緊急対策「みらいづくり1.8プロジェクト」を展開するなど、出産・子育てに対する支援や移住定住の推進等を実施している。 しかしながら、多くの保護者が子育てに対する不安や負担感を抱く中、震災以降、本市においては、依然として子育て親子の交流やつながり、相談支援、子育て情報の発信や学びの機会の提供といった子育て支援の機能が脆弱であり、市外へ避難した子育て世代等の本市への帰還や、新たな移住・定住者の獲得を妨げる要因となっている。 そのため、こどもや保護者の交流、相談、情報発信、講習等の機能に加え、これまで提供がされなかった新たな子育てサポート機能を総合的かつ大幅に拡充して実施する、「南相馬市地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）」を新たに整備し、こどもや保護者に対し、子育てに対する不安や負担の軽減、子育て家庭の孤立防止など、子育てに前向きに取り組むことができる充実した子育て環境を提供することで、もって避難した子育て世代等の帰還促進と移住・定住者の増加を図る。 【施設整備のねらい・必要性】 今般整備する拠点施設は、市内の三区（小高区、原町区、鹿島区）のうち、主に小高区、原町区のこどもや保護者の利用を見込んでいる。（※） これらの二区については、小高区については従前よりサービスの提供がされておらず、また、原町子育て支援センターにおいて交流等のサービスを提供しているものの、施設が備える機能や容量が、市民が求める子育て支援ニーズに対し十分ではなく、限定的かつ小規模なサービス提供に止まっているなど、子育てに対する不安・負担の軽減や子育て環境の満足度向上につながっていない。 これらは施設自身の物理的な制約に起因するものであることから、新たに拠点施設を整備し、交流をはじめとした子育て支援サービスの拡充と新規実施を通じ、子育て環境の大幅な拡充を図る。 ※ 市全体のこどもの数のうち、小高区、原町区のこどもが占める割合は約81.3%（R6.2.29時点の三区年齢別住民基本台帳人口より） これら拠点施設の整備が本市の子育て環境の充実につながり、本市への避難した子育て世代等の帰還支援や移住・定住の動機づけになるとともに、出生数の増加等につながる効果が期待できる。						
事業概要						
様々な子育て支援策を総合的に提供する新たな子育て支援の拠点を新たに整備し、こどもや保護者のニーズに沿った以下のサービスを提供する総合的な子育てサポート機能を構築することで、避難した子育て世代等の帰還と移住・定住者の増加を図る。 1. 子育て世代の交流促進と、孤立感・不安の解消						

- (1) 子育て親子の交流
- (2) 育児サークル活動
- (3) 子育て支援及び放射線等に関する講習
- (4) ファミリーサポートセンターの機能強化
- (5) 母子健康診査（すべての子どもや保護者が訪れる場づくり）
- 2. 子どもや保護者が抱く具体的課題等の解決
 - (1) 子育て等に関する相談、援助
 - (2) 子育て情報等の発信
- 3. 家事や育児に対する不安及び負担感の軽減
 - (1) 一時預かり
 - (2) 病後児保育の実施
- 4. 個人の特徴や特性によって阻害されないインクルーシブな場づくり
- 5. 地域社会で子どもや保護者を応援する機運の醸成及びリフレッシュの場づくり
 - (1) 地域社会との交流
 - (2) 保護者のリフレッシュ等につながる居場所の提供
- 6. 災害時における配慮を要する子どもや保護者の避難受入れ

【南相馬市第三次総合計画 基政策の柱 2・3 子ども・子育て】

・施策 10 子ども環境の充実（P 66）

取組方針 子どもが安全にのびのびと遊ぶことができる施設や設備を整備します。

・施策 11 こどもの健やかな成育のための支援（P 67）

取組方針 こどもの心身の発育・発達への支援や子育ての相談体制の充実を図ります。

【事業実施期間延長（第 53 回申請）】

入札不調により着手時期が遅れたことから実施期間を令和 8 年 10 月 31 日まで延長

【事業間流用の実施（第 53 回申請）】

- ・外構工事費の増に伴い、関連する事業（(4)－37－1－1 地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業））において当初想定に比べ事業費の増額が見込まれることから、本事業を流用元とした事業間流用するもの。

流用先：◆4-37-1-1_地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業）

流用額：29,796 千円（国費：14,898 千円）

流用後交付対象事業費：782,153 千円（国費：396,450 千円）

【事業間流用の実施（第 55 回申請）】

- ・建築主体工事費の増に伴い、当該事業において想定を超える事業費の増額が見込まれることから、関連する事業（◆(4)－37－1－1 地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業））を流用元とした当該事業への事業間流用するもの。

流用元：◆(4)－37－1－1_地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業）

流用額：15,131 千円（国費：7,566 千円）

流用後交付対象事業費：797,284 千円（国費：404,016 千円）

【工期延長の実施（第 56 回申請）】

- ・効果促進事業事業その 2 として、当工事と一体的に「フェーズフリー」の視点を含めた施設整備を行うことに伴い、工期を延長する必要性が生じたもの。

変更後工期：令和 7 年 10 月 3 日～令和 9 年 3 月 31 日

当面の事業概要 ＜令和７・８年度＞【第 50 回申請】 ・ 建築工事費 793,886 千円（第 53 回事業間流用後 764,090 千円） （第 55 回事業間流用後 779,221 千円） ・ 工事監理業務委託 16,420 千円 ・ 完了検査手数料等 1,643 千円
地域の帰還・移住等環境整備との関係 震災及び原発事故により避難を余儀なくされた子育て世代の帰還や市外からの新たな子育て世代等の移住・定住の促進が図られる場やサービスを提供し、避難者の帰還と新たな移住・定住者の増加を図る。
関連する事業の概要 ◆(4)－37－1－1 地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業） 令和６年度 基本設計・実施設計委託 令和７・８年度 外構工事 51,661 千円（事業間流用後 42,203 千円） ◆(4)－37－1－2 地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業その２） 令和８年度 工事費 14,597 千円

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業）	事業番号	◆(4)-37-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費	(80,850) (千円) 80,850 (千円)		全体事業費	(42,203) (千円) 42,203 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
東日本大震災の発生に伴う年少人口や出生数の大幅な減少に直面する中、本市のまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、少子化緊急対策「みらいづくり1.8プロジェクト」を展開するなど、出産・子育てに対する支援や移住定住の推進等を実施している。 しかしながら、多くの保護者が子育てに対する不安や負担感を抱く中、震災以降、本市においては、依然として子育て親子の交流やつながり、相談支援、子育て情報の発信や学びの機会の提供といった子育て支援の機能が脆弱であり、市外へ避難した子育て世代等の本市への帰還や、新たな移住・定住者の獲得を妨げる要因となっている。 そのため、こどもや保護者の交流、相談、情報発信、講習等の機能に加え、これまで提供がされなかった新たな子育てサポート機能を総合的かつ大幅に拡充して実施する、「南相馬市地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）」を新たに整備し、こどもや保護者に対し、子育てに対する不安や負担の軽減、子育て家庭の孤立防止など、子育てに前向きに取り組むことができる充実した子育て環境を提供することで、もって避難した子育て世代等の帰還促進と移住・定住者の増加を図る。 【施設整備のねらい・必要性】 今般整備する拠点施設は、市内の三区（小高区、原町区、鹿島区）のうち、主に小高区、原町区のこどもや保護者の利用を見込んでいる。（※） これらの二区については、小高区については従前よりサービスの提供がされておらず、また、原町子育て支援センターにおいて交流等のサービスを提供しているものの、施設が備える機能や容量が、市民が求める子育て支援ニーズに対し十分ではなく、限定的かつ小規模なサービス提供に止まっているなど、子育てに対する不安・負担の軽減や子育て環境の満足度向上につながっていない。 これらは施設自身の物理的な制約に起因するものであることから、新たに拠点施設を整備し、交流をはじめとした子育て支援サービスの拡充と新規実施を通じ、子育て環境の大幅な拡充を図る。 ※ 市全体のこどもの数のうち、小高区、原町区のこどもが占める割合は約81.3%（R6.2.29時点の三区年齢別住民基本台帳人口より） これら拠点施設の整備が本市の子育て環境の充実につながり、本市への避難した子育て世代等の帰還支援や移住・定住の動機づけになるとともに、出生数の増加等につながる効果が期待できる。					
事業概要					
様々な子育て支援策を総合的に提供する新たな子育て支援の拠点を新たに整備し、こどもや保護者のニーズに沿った以下のサービスを提供する総合的な子育てサポート機能を構築することで、避難した子育て世代等の帰還と移住・定住者の増加を図る。 1. 子育て世代の交流促進と、孤立感・不安の解消					

- (1) 子育て親子の交流
- (2) 育児サークル活動
- (3) 子育て支援及び放射線等に関する講習
- (4) ファミリーサポートセンターの機能強化
- (5) 母子健康診査（すべての子どもや保護者が訪れる場づくり）
2. 子どもや保護者が抱く具体的課題等の解決
 - (1) 子育て等に関する相談、援助
 - (2) 子育て情報等の発信
3. 家事や育児に対する不安及び負担感の軽減
 - (1) 一時預かり
 - (2) 病後児保育の実施
4. 個人の特徴や特性によって阻害されないインクルーシブな場づくり
5. 地域社会で子どもや保護者を応援する機運の醸成及びリフレッシュの場づくり
 - (1) 地域社会との交流
 - (2) 保護者のリフレッシュ等につながる居場所の提供
6. 災害時における配慮を要する子どもや保護者の避難受入れ

【南相馬市第三次総合計画 基政策の柱 2・3 子ども・子育て】

・施策 10 子ども環境の充実（P 66）

取組方針 子どもが安全にのびのびと遊ぶことができる施設や設備を整備します。

・施策 11 こどもの健やかな成育のための支援（P 67）

取組方針 こどもの心身の発育・発達への支援や子育ての相談体制の充実を図ります。

【事業実施期間延長（第 53 回申請）】

入札不調により着手時期が遅れたことから実施期間を令和 8 年 10 月 31 日まで延長

【事業間流用の実施（第 53 回申請）】

- ・外構工事費の増に伴い、当該事業において当初想定に比べ事業費の増額が見込まれることから、関連する事業（(4)－37－1 地域子育て支援拠点施設整備事業を流用元とした当該事業への事業間流用を予定している。

流用元：4-37-1_地域子育て支援拠点施設整備事業

流用額：18,623 千円（国費：14,898 千円）

流用後交付対象事業費：51,661 千円（国費：41,328 千円）

【事業間流用の実施（第 55 回申請）】

- ・建築主体工事費の増に伴い、関連する事業（(4)－37－1 地域子育て支援拠点施設整備事業）において想定を超える事業費の増額が見込まれることから、本事業を流用元とした事業間流用を行うもの

流用先：4-37-1_地域子育て支援拠点施設整備事業

流用額：▲9,458 千円（国費：▲7,566 千円）

流用後交付対象事業費：80,850 千円（国費：64,679 千円）

【工期延長の実施（第 56 回申請）】

- ・効果促進事業その 2 として、当工事と一体的に「フェーズフリー」の視点を含めた施設整備を行うことに伴い、工期を延長する必要が生じたもの。

変更後工期：令和 7 年 10 月 3 日～令和 9 年 3 月 31 日

工期延長に伴う増額なし

当面の事業概要

<令和6年度>【第47回申請】 ・基本・実施設計業務 38,647千円 <令和7・8年度>【第50回申請】 ・外構工事 33,038千円（第53回事業間流用後 51,661千円） （第55回事業間流用後 42,203千円）
地域の帰還・移住等環境整備との関係 震災及び原発事故により避難を余儀なくされた子育て世代の帰還や市外からの新たな子育て世代等の移住・定住の促進が図られる場やサービスを提供し、避難者の帰還と新たな移住・定住者の増加を図る。
関連する事業の概要 (4)－37－1－1 地域子育て支援拠点施設整備事業 ・整備工事（建築、電気、機械）（基幹事業）764,090千円（事業間流用後779,221千円） ・工事監理業務委託、工事事務経費（基幹事業）18,063千円 ◆(4)－37－1－2 地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業その2） 令和8年度 工事費 14,597千円

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(4)－37－1
事業名	地域子育て支援拠点施設整備事業
交付団体	南相馬市
基幹事業との関連性 令和6年度に実施している効果促進事業は、基幹事業にて整備を予定している地域子育て支援拠点施設の基本設計・実施設計業務であり、施設整備にあたり事前に実施することが必要な業務である。 また、令和7・8年度に実施する効果促進事業は、基幹事業にて整備を予定している地域子育て支援拠点施設敷地以内の駐車場、通路、構造物等を整備する外構工事である。工事の性質上、基幹事業で実施する施設整備と一体として実施することが必要であるとともに、工事の実施により施設の効用を大きく増大させるものであり、事業の実施により、避難した子育て世帯の帰還促進が期待される。	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	135	事業名	地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業その 2）	事業番号	◆(4)-37-1-2
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費	(0) 14,597（千円）		全体事業費	(0) 14,597（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
東日本大震災の発生に伴う年少人口や出生数の大幅な減少に直面する中、本市のまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、少子化緊急対策「みらいづくり1.8プロジェクト」を展開するなど、出産・子育てに対する支援や移住定住の推進等を実施している。 しかしながら、多くの保護者が子育てに対する不安や負担感を抱く中、震災以降、本市においては、依然として子育て親子の交流やつながり、相談支援、子育て情報の発信や学びの機会の提供といった子育て支援の機能が脆弱であり、市外へ避難した子育て世代等の本市への帰還や、新たな移住・定住者の獲得を妨げる要因となっている。 そのため、こどもや保護者の交流、相談、情報発信、講習等の機能に加え、これまで提供がされなかった新たな子育てサポート機能を総合的かつ大幅に拡充して実施する、「南相馬市地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）」を新たに整備し、こどもや保護者に対し、子育てに対する不安や負担の軽減、子育て家庭の孤立防止など、子育てに前向きに取り組むことができる充実した子育て環境を提供することで、もって避難した子育て世代等の帰還促進と移住・定住者の増加を図る。 【施設整備のねらい・必要性】 今般整備する拠点施設は、市内の三区（小高区、原町区、鹿島区）のうち、主に小高区、原町区のこどもや保護者の利用を見込んでいる。（※） これらの二区については、小高区については従前よりサービスの提供がされておらず、また、原町子育て支援センターにおいて交流等のサービスを提供しているものの、施設が備える機能や容量が、市民が求める子育て支援ニーズに対し十分ではなく、限定的かつ小規模なサービス提供に止まっているなど、子育てに対する不安・負担の軽減や子育て環境の満足度向上につながっていない。 これらは施設自身の物理的な制約に起因するものであることから、新たに拠点施設を整備し、交流をはじめとした子育て支援サービスの拡充と新規実施を通じ、子育て環境の大幅な拡充を図る。 ※ 市全体のこどもの数のうち、小高区、原町区のこどもが占める割合は約 81.3%（R6.2.29 時点の三区年齢別住民基本台帳人口より） これら拠点施設の整備が本市の子育て環境の充実につながり、本市への避難した子育て世代等の帰還支援や移住・定住の動機づけになるとともに、出生数の増加等につながる効果が期待できる。					
事業概要					
本事業については、「地域子育て支援拠点施設整備事業」：事業番号 4-(37)-1 及び◆4-(37)-1-1 にて、様々な子育て支援策を総合的に提供する新たな子育て支援の拠点を新たに整備し、こどもや保護者のニーズに沿った以下のサービスを提供する総合的な子育てサポート機能を構築することで、避難した子育て世					

代等の帰還と移住・定住者の増加を図ることを目的とした「地域子育て支援施設」の整備を推進するものである。

- ・地域子育て支援拠点施設においては、配慮を要するこどもや保護者を対象とした災害時の避難所利用を想定しているが、新たに「国土強靱化に関する最近の動向について（令和7年12月10日 内閣官房国土強靱化推進室）」など最新の防災に関する方針や留意点が示され、その中（P40、P75）で、「フェーズフリー対策の積極的導入」、「フェーズフリーな仕組みづくり」など、日常の使用時から災害時の使用を想定した「フェーズフリー」思想に基づく事前の防災リスク低減の取組導入と避難所の生活環境改善が推奨され、令和8年1月23日に決定された国土強靱化年次計画2026の策定方針の中でも「フェーズフリー」な活用環境の整備状況を取りまとめるとされるなど、「フェーズフリー」に取り組む重要性が高まっている。

このことから、基幹事業の効果促進事業として、施設整備段階において、平時と災害時の利用をシームレスにつなぎ、発災時の円滑な避難所利用を想定した施設整備を行う。

【事業内容】

施設整備段階において、あらかじめ避難所として有効利用ができる機能の導入（視認しやすい表示、平時・非常時の併用利用の視点を取り入れた取組）、レイアウト等の最適化、避難所利用のための当施設の機能や特徴に特化した情報・活用想定の集約等を実施し、機能的で安心して過ごせる避難施設を構築。

交付対象事業費：14,597千円（国費：11,677千円）

当面の事業概要

<令和8年度>

- ・工事費 14,597千円

地域の帰還・移住等環境整備との関係

震災及び原発事故により避難を余儀なくされた子育て世代の帰還や市外からの新たな子育て世代等の移住・定住の促進が図られる場やサービスを提供し、避難者の帰還と新たな移住・定住者の増加を図る。

関連する事業の概要

(4)－37－1－1 地域子育て支援拠点施設整備事業

- ・整備工事（建築、電気、機械）（基幹事業）764,090千円（事業間流用後779,221千円）
- ・工事監理業務委託、工事事務経費（基幹事業）18,063千円

◆(4)－37－1－1 地域子育て支援拠点施設整備事業（効果促進事業）

令和6年度 基本設計・実施設計委託

令和7・8年度 外構工事 51,661千円（事業間流用後 42,203千円）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(4)－37－1
事業名	地域子育て支援拠点施設整備事業
交付団体	南相馬市

基幹事業との関連性

基幹事業である地域子育て支援拠点施設は、配慮を要するこどもや保護者のための福祉避難所としての役割が期待されているところである。

令和8年度に実施する効果促進事業は、当初から想定していた災害時の避難所利用に加え、今回、「避難＝怖い場所への移動」ではなく、日常の延長として避難できる「フェーズフリー」の視点を含めた施設整備を行うことにより、日常の利便性を高めながら災害時の機能を強化することで、基幹事業の効果の増大を図ることができる。